

# 八王子市立第七中学校

## 令和8年度生活指導の方針・体制及び体罰・性暴力防止のための取組

### 1 生活指導の方針

- (1) 生活指導は生活指導部、各学年の教員を中心にし、全教職員である。
- (2) 生徒の人権・安全・学校内の規律維持に向け、部の職員で連携し合い、些細なことでも、管理職、生活指導主幹へ報告・連絡・相談・記録し、生徒の安全と人権、保護者の方からの、理解と協力を重視する。
- (3) 生活指導部の力を中心に、第七中学校を人権尊重の精神と規律ある学校にする。

### 2 本校における体罰・性暴力防止に向けた基本的な考え

- (1) 第七中学校の生活指導を行う上で重要な点は、「人権尊重の精神と規律ある学校にする」という点を教職員が理解した上で指導にあたる事である。
- (2) 学校全体で生徒に寄り添う指導を実践していく。
- (3) 体罰・性暴力防止を含むサービス事故防止校内研修を年3回以上実施し、体罰防止に関する正しい認識を深めるとともに、体罰の未然防止に恒常的に取り組んでいく。

### 3 体罰防止に向けた「第七中生活指導の原則」

- (1) 生徒への指導を行うとき、常に「体罰は違法行為であり、生徒の心身に深刻な悪影響を与える」という点を意識して指導にあたる。
- (2) 生徒一人ひとりをよく理解し、適切に信頼関係を築くように常に心がけ、生徒とのコミュニケーションを大切にしながら指導にあたる。
- (3) 体罰・性暴力防止を含む、サービス事故防止のための校内研修を定期的に行い、体罰・性暴力に関する正しい認識を深め、体罰・性暴力の未然防止に恒常的に取り組んでいく。
- (4) 自身が生徒指導で困難を抱えた場合、他の教員が「周囲に体罰と受け取られかねない指導」を見かけた場合、個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談を必ず行う。

### 4 体罰防止に向け教職員が重視すべき点

生徒一人ひとりの人権が大切であるということを踏まえて指導し、生徒が自分の行動を振り返り、これからの生活に生かすことができるようにさせる。また、生徒が「頑張ろう」「明日から切り替えて生活しよう」といった前向きな気持ちをもてるようにサポートする。

教職員は、生徒には、「誰でも公平公正に学校生活を過ごす権利」があり、「誰もが互いを尊重し、ともに生活していくことが大切である」点を強く意識して指導にあたる。そして、「体罰は違法行為であり生徒の心身に深刻な悪影響を与える」ということを忘れずに常に指導する。

## 5 生徒への性暴力防止と対応について

(1) 防止については、校内研修で毎年必ず扱い、特に次の点を重点に確認する。

①生徒への性暴力は必ず発覚する。

「バレない」と思っても、実際にはさまざまな経路から警察に認知され、必ず捕まる。

これらの行為は繰り返される傾向が強く、隠し通すことは不可能である。

②児童生徒の同意の有無に関わらず、児童生徒性暴力等（性交等、児童ポルノ、痴漢、盗撮等）は禁止。原則懲戒免職となる。

(2) 対応については、生徒への性暴力等を見つけた場合、次の対応をする。

教員性暴力等防止法：児童生徒性暴力等に対する措置（第18条）より

- ・ 通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報、事実確認、報告
- ・ 被害児童生徒の人権及び特性に配慮し、名誉及び尊厳を害しないよう注意
- ・ 被害児童生徒の保護に必要な措置を講ずる
- ・ 犯罪があると認めるときは所轄警察署へ直ちに通報、連携して対処